

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年8月26日

月曜日

号外

目次

公 告

○特定調達契約に係る条件付一般競争入札の実施

1

公 告**特定調達契約に係る条件付一般競争入札の実施**

次のとおり条件付一般競争入札（総合評価方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により、公告します。

令和6年8月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

工事番号	第 4383162号
工事名	主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事
工事場所	富山市辻ヶ堂～水橋辻ヶ堂地内
発注工種	プレストレスト・コンクリート工事（以下「当該発注工種」という。）
工事概要	橋梁上部工（8径間連続プレビーム合成桁橋） （橋長 344.5メートル、幅員11.5メートル）製作・架設 一式
工期	契約を締結した日の翌日から令和11年3月27日まで
予定価格	4,138,500,000円（消費税相当額を除く。）
調査基準価格	有

総合評価方式	<ul style="list-style-type: none">・標準型・施工体制確認型
その他	<ul style="list-style-type: none">・この工事は、契約後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事とします。・この工事の入札については、富山県低入札価格調査等実施要領14(2)の規定により、入札参加制限措置の対象外とします。

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる条件の全てを満たす者であること。なお、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認は、入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件の全てを満たしている共同企業体であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該共同企業体の入札は無効とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者であること。

イ 申請期限日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和4年富山県告示第259号。以下「要綱」という。）第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

エ 4の(6)に掲げる総合評価方式に関する技術資料（施工に係る技術提案の記

載内容が適正であるものに限る。)及び施工体制確認調査票を提出していること。

(2) 共同企業体の結成に関する条件

共同企業体の構成員	2者とし、そのうち1者を代表者とする。
経営形態	共同施工方式
構成員の出資比率	それぞれ30パーセント以上
その他	当該工事について、この共同企業体以外の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 構成員に関する条件

次に掲げる条件の全てを満たしていること。

ア 代表者

資格者名簿 の登載業種 等(注1)	業種	土木一式工事
	等級	
	総合評定値 (注2)	1,200点以上
類似工事の 施工実績 (注3)	期間	平成22年4月1日から申請期限日までの間
	内容	支間長35メートル以上の道路橋(A活荷重又はB活荷重)又は鉄道橋(モノレール及び新交通は除く。)の連続プレビーム合成桁架設工事(以下「類似工事」という。)について、元請として施工した実績を有する者。
配置予定の 技術者	入札参加資格の確認の申請の日(以下「申請日」という。)までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある当該発注工種に係る監理技術者を確保できること。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。	
その他		

イ 構成員（代表者を除く。）

資格者名簿 の登載業種 等（注1）	業種 等級 総合評定値 （注2）	土木一式工事 1,100点以上
類似工事の 施工実績 （注3）	期間 内容	平成22年4月1日から申請期限日までの間 道路橋（A活荷重又はB活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の連続プレビーム合成桁架設工事又はポストテンション方式PC連続桁架設工事について、元請として施工した実績を有する者。
配置予定の 技術者	申請日までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある当該発注工種に係る監理技術者又は主任技術者を確保できること。	
その他		

(注)

- 1 富山県における令和5・6年度建設工事競争入札参加資格者名簿をいう。
- 2 経営事項審査のうち、申請日の直近の決算日を審査基準日とする経営事項審査（申請日が直近の決算日から7月以内であって、結果通知書の交付を受けていない場合には、当該決算日の前の決算日を審査基準日とする経営事項審査）の総合評定値をいう。
- 3 元請として完成し、かつ、契約金額が500万円以上であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、乙型共同企業体としての実績は、分担工事の内容が類似工事の施工実績を満たすものに限る。

3 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する共同企業体は、次の入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

入札参加資格確認 申請書（注）	様式第1号
類似工事の施工実績	様式第2号の1、第2号の2
配置予定の技術者	様式第3号
添付書類	各様式の注意書き等に記載する書類
使用印鑑届書	様式第7号
その他	共同企業体協定書の写し（共同企業体の名称に、工事名を含めること。）

（注）

電子入札システム（競争入札手続きを行うための富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）で入札する場合にあっては、電子入札システムでの「競争参加資格確認申請書」の提出をもって様式第1号の提出とみなすため、別途作成のうえ、提出する必要はない。

- (2) 申請書等の様式は、入札情報サービス（下記URLからリンク）の「入札公告詳細」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://toyama.efftis.jp/portal/>

- (3) 申請書等の提出期間、場所及び提出方法

「5 入札手続き及び日程」に定める提出期間、場所及び提出方法による。

なお、提出期間内に申請書等の書類を提出しない共同企業体は入札に参加できない。

4 総合評価方式に関する事項

- (1) 入札は、入札価格と入札価格以外の技術的な要素とを一体として評価する総合評価方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価方式による。

- (2) 総合評価の方法

ア 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{評価値（注）} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点} + \text{施工体制評価点}) \\ &\quad \div \text{入札価格（単位：百万円）} \end{aligned}$$

（注）評価値の有効数字は、5桁（6桁目の数字を四捨五入）とする。

イ 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案について与える点数（100点）をいう。

ウ 技術加算点とは、(3)に規定する評価項目及び評価基準により算出される点数をいう。

エ 施工体制評価点とは、入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数（30点）をいい、施工体制評価項目として、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定し、項目毎に各15点とする。

(3) 評価項目及び評価基準（技術加算点）

評価項目	評価内容	評価基準	配点
ア 施工に係る技術提案	①プレビーム合成桁架設時の品質確保に関する技術的な工夫（2提案）	課題の趣旨、留意事項等は、別添の仕様書に示す。	40点
	②床版コンクリートの品質確保に関する技術的な工夫（2提案）		40点
	③周辺環境への配慮に関する技術的な工夫（2提案）		40点
	配点計		120点
イ 企業の施工能力（注1）			
施工実績	平成29年4月1日から申請期限日までの間に完成検査結果通知を受けた類似工事の実績の有無（注2）	あり	10点
		なし	0点
ISO認定	令和5・6年度入札参加資格審査の申請時におけるISO9001の取得の有無（注3）	あり	5点
		なし	0点

配点計			15点
ウ 配置予定技術者の能力（注1）			
施工実績	主任（監理）技術者としての平成22年4月1日から申請期限日までの間に完成検査結果通知を受けた類似工事の実績の有無（注4、5）	あり	5点
		なし	0点
配点計			5点
エ 企業の地域性・社会性（注1）			
主たる営業所の所在地（注6）	県内に主たる営業所を置く構成員数	2者	10点
		1者	5点
		全て県外	0点
配点計			10点
合計（満点）			150点

(注)

1 「企業の施工能力」は、評価項目のうち「施工実績」については代表者について、その他の評価項目については構成員のそれぞれについて評価するものとし、加点の方法等については仕様書に示す。

「配置予定技術者の能力」は、代表者の配置予定技術者について評価し、加点する。

「企業の地域性・社会性」は、構成員のそれぞれについて評価するものとし、加点の方法等については仕様書に示す。

2 「企業の施工実績」は、元請として完成し、かつ契約金額が500万円以上の工事を対象とする。また、乙型共同企業体としての実績は、分担工事の内容について評価し、加点する。

3 令和5・6年度入札参加資格審査の申請時以降新たに取得した場合は、登録証等（建設業に関連するものに限る。）の写しの提出を条件として加点する。

4 「配置予定技術者の施工実績」は、元請として完成し、かつ契約金額が

500万円以上の工事を対象とする。また、乙型共同企業体としての実績は、分担工事の内容について評価し、加点する。

5 配置予定技術者とは、現場施工時に配置を予定している主任（監理）技術者をいい、申請に当たっては、現場施工期間に当該配置予定技術者を配置できることを証明する書類（手持ち工事のCORINSの受注登録内容確認書又は受注時工事カルテ受領書。CORINSに未登録の場合は、契約書及び工程表の写し）を提出するものとする。

6 主たる営業所とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の3第1項第2号に規定する主たる営業所をいう。

(4) 技術加算点の算定

技術加算点の満点は、45点とする。よって、(3)に規定する評価項目及び評価基準により算出された点数の合計を次の式により割り変えた点数が技術加算点となる。なお、技術加算点は、小数第三位を四捨五入し、小数第二位止めとする。

技術加算点 = 入札参加者の点数の合計 × 技術加算点の満点（45点） ÷ 配点点数の満点（150点）

(5) 評価項目及び評価基準（施工体制評価点）

評価項目	評価内容	評価基準	配点
品質確保の実効性	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
		その他	0点
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確	

施工体制確保の確実性	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
		その他	0点
配点計			30点

(6) 技術資料及び施工体制確認調査票の提出

ア 入札に参加を希望する共同企業体は、次に定める技術資料様式及びこれらに付随する添付書類（添付書類については、各技術資料様式の注意書等を参照）並びに施工体制確認調査票を提出すること。

技術資料表紙	技術資料様式第1号
技術提案書	技術資料様式第2号の1、第2号の2、第2号の3
企業の施工能力	技術資料様式第4号、第4号の2
配置予定技術者の能力	技術資料様式第5号
施工体制確認調査票	別記1

イ 技術資料及び施工体制確認調査票様式は、入札情報サービス（下記URLからリンク）の「入札公告詳細」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://toyama.efftis.jp/portal/>

ウ 提出期間、場所及び提出方法

「5 入札手続き及び日程」に定める提出期間、場所及び提出方法による。

(7) ヒアリングの実施

技術資料、施工体制確認調査票及び工事費内訳書により審査を行い、必要と認められる場合は、ヒアリングを実施する。

施工体制評価項目の審査・評価方法及び施工体制確認のための追加資料については、富山県公共工事総合評価方式試行要領6及び7による。

(8) 施工に係る技術提案の内容に係る留意事項

提案内容に不履行があった場合には、富山県公共工事総合評価方式試行要領の11の(2)から(4)までの規定により、再施工若しくは修補による履行の要求、工事成績の減点又は違約金の徴収を行うことがある。

(9) 配置予定技術者に係る評価項目が設定されている場合の留意事項

ア 申請日において配置予定の技術者を特定することができない場合にあつては、複数の候補技術者（入札参加資格の条件を満たす者に限る。）について、技術資料を提出することができるものとする。この場合において、配置予定技術者に係る加点に当たっては、各評価項目の合計値が最も低い者の当該合計値をもって加点するものとする。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは入札書を提出してはならず、入札参加資格確認申請書を提出した者は、直ちに、当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったことが明らかになっていたにもかかわらず入札書を提出した場合は、指名停止等を行うことがある。

ウ 開札日から落札者を決定する日までの間において、配置予定の技術者の専任制の確認を行い、専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

エ 死亡、傷病、退職等真にやむを得ないと認める場合を除き、配置技術者の工期途中における変更は認めない。やむを得ず配置技術者を変更する場合は、入札参加資格の条件を満たし、かつ、配置予定技術者に係る評価が入札時に評価対象となった配置予定技術者と同等以上となる者を配置するものとする。

なお、やむを得ず同等以上の評価となる技術者が配置されない場合は、工事成績の減点及び違約金の徴収を行うことがある。

5 入札手続き及び日程

入札手続き	期間（注1、2）	方法
申請書等の提出	令和6年8月27日（火）から 令和6年9月5日（木）午後 5時まで	電子入札システム、郵送又は持参（注3）
総合評価方式に関する技術資料及び施工体制確認調査票の提出	令和6年8月27日（火）から 令和6年9月5日（木）午後 5時まで	電子入札システム、郵送又は持参（注3）
入札説明書に関する質問（注7）	令和6年8月26日（月）から 令和6年9月27日（金）午後 5時まで	電子入札システム、郵送、持参又は口頭による
入札説明書のうち総合評価方式に係る事項に関する質問	令和6年8月26日（月）から 令和6年9月2日（月）午後 5時まで	（注4）（注5）
入札説明書の配布（注6）	令和6年8月26日（月）から 令和6年10月7日（月）まで	入札情報サービス
設計図書等の配付（注6）	令和6年8月26日（月）から 令和6年10月7日（月）まで	入札情報サービス
現場説明会	ありません。	
入札参加資格の確認の通知	令和6年9月12日（木）まで	電子入札システム又は郵送により通知
入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求	令和6年9月13日（金）から 令和6年9月19日（木）まで	21の契約担当課に文書を持参
理由の説明の要求に対する回答	令和6年9月26日（木）まで	文書により回答

設計図書等に関する質問 (注7)	令和6年8月26日(月)から 令和6年9月27日(金)午後 5時まで	電子入札システム、郵送又は持参(注4)
入札期間	令和6年10月3日(木)から 令和6年10月7日(月)午前 11時まで	電子入札システム、郵送又は持参
開札(注8)	令和6年10月8日(火)午前 9時30分から	電子入札システム

(注)

- 1 電子入札システムにより提出する書類は、表中で締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。
- 2 持参又は郵送により提出する書類は、表中で締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。)に契約担当課に必着すること。この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とすることとし、持参によるときは、受付は行うが、その場での審査は行わない。
- 3 「競争参加資格確認申請書」の提出画面において、添付資料としてアップロードする方法により提出すること。なお、提出資料の合計データ容量が10MBを超える場合には、電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出した上で、入札参加資格確認申請書(様式第1号)を除く全ての提出書類を契約担当課に持参又は郵送すること。

なお、県が紙による入札を承認した者(以下「紙入札参加者」という。)が入札に参加する場合は、申請書等及び総合評価方式に関する技術資料及び施工体制確認調査票を持参又は郵送により提出すること。
- 4 電子入札システムの質問回答機能により行うものとし、質問の数が1の場合は質問機能内「説明要求内容」に質問事項を記載し、2以上の場合は同項目に「別紙のとおり」と記載した上で質問一覧表(様式任意)を添付すること。

ただし、紙入札参加者は、質問内容を記載した文書を持参又は郵送により提出すること。

5 口頭により質問する場合は、表中で締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に契約担当課に行くこと。

6 この公告に係る電子文書、契約書案、入札心得、仕様書及び概要図（以下「入札説明書」という。）及び設計図書等を入札情報サービス（下記URLからリンク）の「入札公告詳細」からダウンロードすること。

<https://toyama.efftis.jp/portal/>

7 入札説明書、設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を電子入札システムの質問回答機能で回答を掲載する方法により公表するため、「質問および回答一覧」から確認すること。なお、紙入札参加者に対しては、紙等にて提供する。

<https://toyama.efftis.jp/portal/>

8 総合評価方式のため、開札の日時と落札者を決定する日時とは異なることがある。

6 富山県建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていない者の取扱い

(1) 富山県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていない者が当該工事の入札に構成員として参加しようとする場合は、建設工事競争入札に係る資格審査（以下「資格審査」という。）の申請を行い、開札の日時まで資格者名簿に登載されなければならない。

なお、資格審査の申請がない場合又は申請を受理した後、資格審査申請書の審査が開札の日時まで終了しない場合若しくは資格を有しないと認められた場合は、入札に参加することができない。

(2) 資格審査の申請に関する手続きは、インターネット（下記URLからリンク）において掲載する。

<https://www.pref.toyama.jp/1500/sangyou/nyuusatsu/jouhou/56nyusatsusan-kashikaku.html>

- (3) 資格審査申請の審査結果は、当該者に郵送する方法により、通知するものとする。
- (4) 資格を有しない旨の通知を受けた者は、資格を有しないとされた理由について説明を求めることができる。
- (5) (4)の理由の説明の要求は、当該通知の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに、当該資格を有しないと認めた理由の説明を求める文書を持参することにより行うものとし、資格審査担当課（富山県土木部管理課（〒930-8501、富山県富山市新総曲輪1-7、TEL 076-444-3309））において受け付けるものとする。
- (6) 当該資格を有しないと認めた理由の説明の請求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和6年9月26日（木）までに文書により行うものとする。
- (7) 資格者名簿の有効期間は、要綱において定める期間とする。

7 入札説明書の配付

- (1) 入札説明書の配付期間及び入札説明書及び総合評価方式に係る事項に関する質問がある場合の受付期間は「5 入札手続き及び日程」において定める期間とする。
- (2) 入札説明書は、「5 入札手続き及び日程」（注6）において定める方法により配付することとする。
- (3) 入札説明書及び総合評価方式に係る事項に関する質問並びにその回答方法については、「5 入札手続き及び日程」（注4）、（注5）、及び（注7）に定める方法によるものとする。

8 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和6年9月12日（木）までに（同日において資格者名簿に登載されていない者を構成員とする共同企業体に対しては、入札参加資格の有無を確認後速やかに）電子入札システムを使用する方法又は郵送する方法により通知する。

なお、入札参加資格がない旨の通知をした共同企業体は入札に参加することが

できない。

9 入札参加資格がないとされた共同企業体の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた共同企業体は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、令和6年9月13日（金）から令和6年9月19日（木）までの休日を除く午前8時30分から午後5時までに、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、契約担当課において受け付けるものとする。
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた共同企業体に対し、令和6年9月26日（木）までに文書により行うものとする。

10 設計図書等の配付

- (1) 設計図書等の配付期間及び設計図書等に関する質問がある場合の受付期間は「5 入札手続き及び日程」において定める期間とする。
- (2) 設計図書等は、「5 入札手続き及び日程」（注6）において定める方法により配付することとする。
- (3) 設計図書等に関する質問及びその回答方法については、「5 入札手続き及び日程」（注4）、（注5）、及び（注7）に定める方法によるものとする。

11 入札期間等

入札期間並びに開札の日時及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 入札期間及び開札日時 「5 入札手続き及び日程」において定める日時
- (2) 開札場所 契約担当課

12 入札の方法等

- (1) 入札は、電子入札システムを使用する方法により行うものとするが、紙入札参加者は、契約担当課に持参し、又は郵送（書留郵便）による方法により行うものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、(1)で提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 共同企業体は、電子入札システムの入札書提出画面において、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- この場合、共同企業体の代表者に対する入札に関する権限についての委任状（様式第8号）を入札書に添付すること。
- (2) 紙入札参加者が契約担当課に持参して入札を行う場合にあっては、入札箱に入札書を投函する前に、入札を執行する者に工事費内訳書を提出すること。
- (3) 紙入札参加者が郵送する方法により入札を行う場合にあっては、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と記載し、入札者の氏名、工事名及び開札日時を明記した中封筒に、所要の事項を明記し、記名押印した入札書を入れて封かんするとともに、工事費内訳書を別の中封筒に入れたうえで、書留郵便により契約担当課あてに送付すること。
- (4) 工事費内訳書の様式は、入札情報サービス（下記URLからリンク）の「入札公告詳細」からダウンロードし、作成すること。
- <https://toyama.efftis.jp/portal/>
- (5) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

14 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

15 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た共同企業体のした入札
- (2) 入札心得（特定調達契約・電子入札・予定価格事前公表試行工事）第7条各号又は入札心得（特定調達契約・予定価格事前公表試行工事）第10条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

16 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の要件の全てを満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い共同企業体とする。
 - ア 技術資料の内容が、要求する要件を最低限満たしていること。
 - イ 入札価格が予定価格を超えていないこと。
 - ウ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = 100\text{点（標準点）} \div \text{予定価格（単位：百万円）}$$

- (2) 評価値の最も高い共同企業体が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。この場合において同価の入札をした共同企業体が2者以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき共同企業体の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。
- (4) 総合評価方式の試行対象工事であるため、入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。

17 契約の締結

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成する。
- (2) この工事の契約の締結については、事前に富山県議会の議決を要する。
- (3) 落札者の決定の日から富山県議会の議決までの間に、落札した共同企業体の構成員が富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合には、

当該落札者とは契約を締結しないことがある。

18 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（特定調達契約・電子入札・予定価格事前公表試行工事）第11条又は入札心得（特定調達契約・予定価格事前公表試行工事）第14条の規定による。

19 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除又は指名停止若しくはその両方を行うことがある。

20 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この場合において、提案が適当と認められたときは、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする（詳細は、特記仕様書による。）。

21 その他

- (1) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 電子入札システムで入札する場合における入札書及び入札に係る書類を提出する際に使用することができるICカードは、共同企業体の代表者名義のもの

に限る。

- (3) この工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、その他の法令、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）、入札心得（特定調達契約・電子入札・予定価格事前公表試行工事）並びに入札心得（特定調達契約・予定価格事前公表試行工事）の定めるところによる。
- (4) 申請書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。なお、提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、7の入札説明書（総合評価方式に係る事項を含む。）に関する質問等及び10の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (8) 入札手続きに係る提出及び受付場所は、契約担当課である富山県土木部管理課（〒930-8501、富山県富山市新総曲輪1-7、TEL076-444-3309）とする。その他不明な点については、契約担当課に問い合わせること。

22 Summary

- (1) Contract subject matter: Construction work on the “Imagawa Bridge”
- (2) Submit the application form to qualify for bidding and any relevant documents (hereby referred to as “application forms”)
- (3) Deadline for the submission of application forms for qualification by electronic bidding system: September 5th, 2024 at 5:00 p.m. (For application forms brought in person and/or submitted by registered mail)

- (4) Deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system: October 7th, 2024 at 11:00 a.m. (For tenders brought in person and/or submitted by registered mail)
- (5) Contact point for tender documentation:
Administration Division, Public Works Department
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama City, Toyama Prefecture, Japan 930-8501
Telephone: 076-444-3309 (Japanese language only)
-

(様式第1号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 新田 八朗 殿

下記の調達案件に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 調達案件番号 | 第4383162号 |
| 2 調達案件名称 | 主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事 |
| 3 履行期限 | 令和11年3月27日 |

(提出者)

共同企業体名称

構成員 (代表者)

商号又は名称

連絡先部署名

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-Mail

添付資料

4383162
 <代表者用>

(様式第2号の1) (共同企業体用)

類似工事の施工実績

共同企業体の名称

工事名	発注者	施工場所	工期	受注形態			工事概要	備考
				単体・共同企業体の別	他の構成員	出資比率		
				単体企業				
				共同企業体				
				単体企業				
				共同企業体				

- (注) 1 入札公告に示す施工実績を1件以上記入し、電子入札システムにより提出すること。
 また、当該施工実績を証明するものとして、次のアからウまでのいずれかの書類を電子入札システムにより提出すること。(総合評価に係る技術資料において類似工事の施工実績を示すための添付書類と同一データとなる場合は、分けて提出する必要はなく、本様式添付書類と技術資料添付書類を兼ねることが分かるファイル名とすること。【例：様式第2号の2(注)1添付書類及び技術資料様式第4号3(注)1添付書類】)
 ただし、紙入札参加者は持参又は郵送により提出することとし、当該施工実績を証明する書類については総合評価に係る技術資料とは分けて提出すること。
- ア 工事の内容が的確に判断できる必要最小限度の資料(CORINSの技術データが含まれる登録内容確認書、竣工時工事カルテ受領書、竣工時工事カルテ、工事成績通知書の写し等)
- イ 富山県以外の機関が発注した工事にあつては、当該機関が発行する施工証明願(様式第4号)
- ウ ア又はイにより難しい場合は、工事の施工が証明できる書類(契約書の写し等)、工事の完成が証明できる書類(完成検査結果通知書の写し等)及び当該工事の概要が条件を満たすことを確認できる書類(特記仕様書等)
- 2 受注形態は、単体企業又は共同企業体の別を記入し、共同企業体の場合は、他の構成員及び出資比率もあわせて記入すること。
- 3 乙型共同企業体として施工した工事にあつては、分担工事の内容を確認できる書類(共同企業体協定書の写し等)もあわせて提出すること。

4383162
 <その他構成員用>

(様式第2号の2) (共同企業体用)

類似工事の施工実績

共同企業体の名称

工 事 名	発注者	施工場所	工 期	受注形態			工事概要	備考
				単体・共同 企業体の別	他の 構成員	出資比率		
				単体 企業				
				共同 企業体				
				単体 企業				
				共同 企業体				

- (注) 1 入札公告に示す施工実績を1件以上記入し、電子入札システムにより提出すること。
 また、当該施工実績を証明するものとして、次のアからウまでのいずれかの書類を電子入札システムにより提出すること。(総合評価に係る技術資料において類似工事の施工実績を示すための添付書類と同一データとなる場合は、分けて提出する必要はなく、本様式添付書類と技術資料添付書類を兼ねることが分かるファイル名とすること。【例：様式第2号の2(注)1添付書類及び技術資料様式第4号3(注)1添付書類】)
 ただし、紙入札参加者は持参又は郵送により提出することとし、当該施工実績を証明する書類については総合評価に係る技術資料とは分けて提出すること。
 ア 工事の内容が的確に判断できる必要最小限の資料(CORINSの技術データが含まれる登録内容確認書、竣工時工事カルテ受領書、竣工時工事カルテ、工事成績通知書の写し等)
 イ 富山県以外の機関が発注した工事にあつては、当該機関が発行する施工証明願(様式第4号)
 ウ ア又はイにより難い場合は、工事の施工が証明できる書類(契約書の写し等)、工事の完成が証明できる書類(完成検査結果通知書の写し等)及び当該工事の概要が条件を満たすことを確認できる書類(特記仕様書等)
 2 受注形態は、単体企業又は共同企業体の別を記入し、共同企業体の場合は、他の構成員及び出資比率もあわせて記入すること。
 3 乙型共同企業体として施工した工事にあつては、分担工事の内容を確認できる書類(共同企業体協定書の写し等)もあわせて提出すること。

4383162

(様式第3号) (共同企業体用)

配置予定の技術者

共同企業体の名称

	現場代理人	主任技術者等 (代表者)	主任技術者 (構成員)
技術者氏名			
商号又は名称			
最終学歴			
法令による免許			
採用年月(雇用期間)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)

- (注) 1 現場代理人は、現場に常駐できる者を記入すること。
 2 主任技術者等とは、主任技術者又は監理技術者(原則として、国家資格を有する者に限る。)のことをいい、発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,500万円(建築一式工事にあつては、7,000万円)以上について下請契約をした上で工事を施工しようとするときは、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
 代表者にあつては主任技術者又は監理技術者を、その他の構成員にあつては主任技術者をそれぞれ1人記入すること。
 3 現場代理人と主任技術者等とは兼務することができる。
 4 配置予定の技術者の有する資格等を証明する書類として、次の書類を電子入札システムにより提出すること。(総合評価に係る技術資料とは分けて提出すること。)ただし、紙入札参加者は持参又は郵送により提出すること。
 ア 法令による免許については、免許を証する書面の写し
 イ 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し及び指定講習に係る講習修了証(表・裏)の写し

(様式第4号)

工事施工証明願

年 月 日

殿

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入札参加資格確認申請のため、富山県に提出する必要がありますので、下記工事を単体企業又は共同企業体の構成員として施工したことを証明願います。

記

工事名			
工事場所			
契約金額			
受注形態	単体企業／共同企業体 (出資比率 %)		
契約日	年 月 日	工期	年 月 日から 年 月 日まで
工事内容			

上記のとおり施工したことを証明する。

年 月 日

証 明 者

(様式第7号)

使用印鑑届書

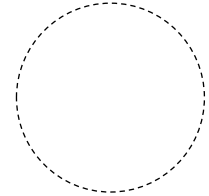
1 共同企業体代表者

商号又は名称

代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

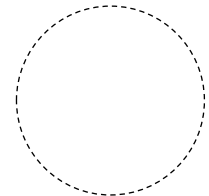
構成員

商号又は名称

代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

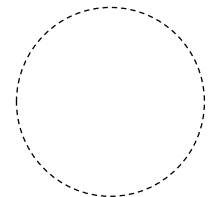
2 共同企業体代表者

商号又は名称

代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

上記1の印鑑は契約の締結のために使用し、上記2の印鑑は代金の請求受領のために使用したのでお届けします。

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

共同企業体の名称

代 表 者

印

(様式第8号)

(特定建設工事共同企業体(2者用)・ICカード委任用)

委 任 状

(受任者) ○○○○○○○工事共同企業体

代表者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、上記の者を代理人と定め、主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事について次の権限を委任します。

委任事項

当該工事の入札及び見積もりを電子入札で行うに当たり、上記の者名義のICカードを使用すること。

年 月 日

富山県知事 殿

(委任者) ○○○○○○○工事共同企業体

構成員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

技術資料様式第1号

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

共同企業体の名称

代表者の住所
代表者の商号又は名称
代表者氏名

その他構成員の住所
その他構成員の商号又は名称
代表者氏名

下記工事の技術資料及び施工体制確認調査票を提出します。なお、添付の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号 第4383162号

工 事 名 主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事

添付資料 以下のとおり

	チェック欄	添付資料	備考
必 須	<input type="checkbox"/>	様式第2号の1、第2号の2、第2号の3及び参考資料	
	<input type="checkbox"/>	様式第4号(代表者用)	
	<input type="checkbox"/>	経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し(様式第4号1)	
	<input type="checkbox"/>	工事の内容が的確に判断できる書類(様式第4号3)	
	<input type="checkbox"/>	様式第4号の2(その他構成員用)	
	<input type="checkbox"/>	経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し(様式第4号の21)	
	<input type="checkbox"/>	様式第5号(代表者)	
	<input type="checkbox"/>	工事の内容が的確に判断できる書類(様式第5号注1)	
	<input type="checkbox"/>	現場施工期間に配置予定技術者を配置できることを証明する書類(様式第5号注2)	
(必 要 な 場 合) 任 意	<input type="checkbox"/>	ISO9001登録証等の写し(様式第4号2)(代表者用)	
	<input type="checkbox"/>	分担工事の内容を確認できる書類(様式第4号3)(代表者用)	
	<input type="checkbox"/>	ISO9001登録証等の写し(様式第4号の22)(その他構成員用)	
	<input type="checkbox"/>	分担工事の内容を確認できる書類(様式第5号注3)(代表者)	

※ 申請者は、添付した資料を確認の上、チェック欄に必ずチェックすること。

問い合わせ先

担 当 者 :

部 署 :

電 話 番 号 :

技術資料様式第2号の1

特定調達契約対象工事

技術提案書

工事名：主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事

共同企業体名：

■技術提案課題	①プレベーム合成桁架設時の品質確保に関する技術的な工夫
---------	-----------------------------

具体的な技術提案
(具体的な技術提案の内容)

- (注) 1 構造物の所要性能が低下する内容の提案をすることはできない。
2 他機関、他工事等との協議・調整が必要となる提案又はそのおそれのある提案をすることはできない。
3 技術提案書は本様式を用い、簡潔に記述すること。(2枚を上限とする。)
4 必要に応じて構造図等を添付できる。(枚数制限なし。)

技術資料様式第2号の2

特定調達契約対象工事

技術提案書

工事名：主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事

共同企業体名：

■技術提案課題	②床版コンクリートの品質確保に関する技術的な工夫
---------	--------------------------

具体的な技術提案

(具体的な技術提案の内容)

- (注) 1 構造物の所要性能が低下する内容の提案をすることはできない。
2 他機関、他工事等との協議・調整が必要となる提案又はそのおそれのある提案をすることはできない。
3 技術提案書は本様式を用い、簡潔に記述すること。(2枚を上限とする。)
4 必要に応じて構造図等を添付できる。(枚数制限なし。)

技術資料様式第2号の3

特定調達契約対象工事

技術提案書

工事名：主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事

共同企業体名：

■技術提案課題	③周辺環境への配慮に関する技術的な工夫
---------	---------------------

具体的な技術提案
(具体的な技術提案の内容)

- (注) 1 構造物の所要性能が低下する内容の提案をすることはできない。
2 他機関、他工事等との協議・調整が必要となる提案又はそのおそれのある提案をすることはできない。
3 技術提案書は本様式を用い、簡潔に記述すること。(2枚を上限とする。)
4 必要に応じて構造図等を添付できる。(枚数制限なし。)

特定調達契約対象工事
 <代表者用>

技術資料様式第4号

企業の施工能力

工事名：主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事

共同企業体名：

代表構成員名：

- 1 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（必須）
 通知日が、この入札の公告の日までの間のもののうち、直近のもの（写し）を添付すること。
- 2 IS09001認定の取得状況（入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）において適用される入札参加資格者名簿に係る入札参加資格審査の申請後に取得した場合のみ記入）

IS09001 認定の取得状況	取得年度	年度	認定番号

（注） IS09001（建設業に関連するものに限る。）の登録証等の写しを添付すること。

- 3 類似工事の施工実績（必須）
 入札公告に示す評価期間内に通知を受けた類似工事の実績を記入すること。

類似工事の施工実績	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	工 期		
	契 約 金 額 (円)		
	受注形態	単体・共同企業体の別	
		出 資 比 率	
工 事 概 要			

- （注） 1 工事の内容が的確に判断できる必要最小限度の資料（CORINSの竣工時工事カルテ受領書、竣工時工事カルテ、工事成績通知書の写し等。CORINSに未登録の場合は、契約書、一般図、工事成績通知書の写し等）を添付すること。
- 2 契約金額は、最終の請負金額（税込み）を記入すること。
- 3 乙型共同企業体として施工した工事にあつては、分担工事の内容を確認できる書類（共同企業体協定書の写し等）も添付すること。

特定調達契約対象工事
 〈その他構成員用〉

技術資料様式第4号の2

企業の施工能力

工事名：主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事

共同企業体名：

代表構成員名：

- 1 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（必須）
 通知日が、この入札の公告の日までの間のもののうち、直近のもの（写し）を添付すること。
- 2 IS09001認定の取得状況（入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）
 において適用される入札参加資格者名簿に係る入札参加資格審査の申請後に取得した場合のみ記入）

IS09001 認定の取得状況	取得年度	年度	認定番号
-----------------	------	----	------

（注） IS09001（建設業に関連するものに限る。）の登録証等の写しを添付すること。

- 3 類似工事の施工実績（必須）
 入札公告に示す評価期間内に通知を受けた類似工事の実績を記入すること。

類似工事の施工実績	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	工 期	
	契 約 金 額 (円)	
	受注形態	単体・共同企業体の別
		出 資 比 率
工 事 概 要		

- （注） 1 工事の内容が的確に判断できる必要最小限度の資料（CORINSの竣工時工事カルテ受領書、竣工時工事カルテ、工事成績通知書の写し等。CORINSに未登録の場合は、契約書、一般図、工事成績通知書の写し等）を添付すること。
- 2 契約金額は、最終の請負金額（税込み）を記入すること。
- 3 乙型共同企業体として施工した工事にあつては、分担工事の内容を確認できる書類（共同企業体協定書の写し等）も添付すること。

技術資料様式第5号

配置予定技術者の能力

工 事 名：主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事

共同企業体名：

代表構成員：

配置予定技術者の 従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
類似 工事 の 施 工 実 績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	最終契約金額（円）	
	受注形態	単体/JV
	従事役職	主任技術者、監理技術者等
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	工事概要	
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号） ・ 無

- (注) 1 施工実績は、工事の内容が的確に判断できる必要最小限度の資料（CORINSの竣工時工事カルテ受領書、竣工時工事カルテ、完成検査結果通知書の写し等。CORINSに未登録の場合は、契約書、一般図、完成検査結果通知書の写し等）を添付すること。
- 2 現場施工期間に当該配置予定技術者を配置できることを証する書類（手持ち工事のCORINSの受注登録内容確認書又は受注時工事カルテ受領書。CORINSに未登録の場合は、契約書及び工程表の写し）を添付すること。
- 3 乙型共同企業体として施工した工事にあつては、分担工事の内容を確認できる書類（共同企業体協定書の写し等）も添付すること。

別記1

施工体制確認調査票

共同企業体の名称

代表者の住所
代表者の商号又は名称
代表者氏名

その他構成員の住所
その他構成員の商号又は名称
代表者氏名

下記の工事に係る施工体制に関する調査質問事項については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事番号 第4383162号
- 2 工事名 主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事
- 3 施工体制に関する調査質問事項

	内容	該当・非該当の別 (※)
①	入札公告等に記載されている要求要件を実現できること。	該当 ・ 非該当
②	建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うこと。	該当 ・ 非該当
③	安全確保の体制を構築すること。	該当 ・ 非該当
④	品質確保の体制を構築すること。	該当 ・ 非該当
⑤	下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制を確実に構築すること。	該当 ・ 非該当
⑥	資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制を確実に構築すること。	該当 ・ 非該当
⑦	配置予定技術者が必要な資格を有し、確実に配置すること。	該当 ・ 非該当

(※) 入札参加者は、調査質問事項（左欄）を満たすかを確認の上、右欄の「該当」又は「非該当」に〇印を付すこと。

